

令和3年度滞納整理実務研修(滞納処分できる債権)実施要綱

- 1 目 的 滞納処分ができる地方税と公課の徴収事務について、習得すべき滞納整理の基本的な事項を学ぶ。
- 2 主 催 奈良県市町村職員研修センター
(公益財団法人 奈良県市町村振興協会内)
- 3 日 時 令和3年8月30日(月)・31日(火)
午前9時30分～午後4時30分まで
但し、初日は午前9時20分開会
- 4 場 所 奈良県市町村会館 8F 大研修室
橿原市大久保町302番1
TEL: 0744-29-8255
- 5 対 象 者 受講を希望する職員
定員 40名
- 6 研修内容 別紙日程表のとおり
- 7 そ の 他
 - (1) 持参するもの。
(筆記用具、印鑑)
 - (2) 昼食は、各自で用意してください。
昼食は、研修室内の自席にておとりください。
 - (3) お車で来館される場合
 - ・パスカード持参の方 → そのまま入庫してください。
 - ・上 記 以 外の方 → 当会館入庫の際、駐車利用券をお取り頂き、研修室内で磁気処理をして下さい。
磁気処理機は、研修室の後方に設置してあります。
 - (4) 受講者の方へ
 - ・当日朝、自宅で体温を測ってきてください。
 - ・風邪症状や発熱等、感染の疑いがある場合は受講を見合わせてください。
 - ・**マスクを持参の上、研修室内では必ず着用してください。**
 - ・手洗い・咳エチケットの励行にご協力をお願いします。
 - ・換気のため、研修中は窓・ドアを開放していますので、各自で衣服等により寒暖調整をお願いします。
 - ・体調に異変を感じられましたら、速やかにお申し出ください。

◆◇令和3年度 滞納整理実務研修(滞納処分できる債権) 日程表◇◆

講師：一般社団法人日本経営協会 講師 / 税理士 宮本 博

日程	8月30日(月)	8月31日(火)
9:20～ 9:30	オリエンテーション(研修センター)	
9:30～16:30 (休憩：12:00～13:00)	<p>1. 租税徴収法規のしくみ</p> <p>(1) 租税等の優先権と徴税吏員に与えられた自力執行権</p> <p>(2) 抵当権・質権等の担保物権と租税・公課との優先関係</p> <p>(3) 租税等の徴収権の消滅時効と時効の更新・完成の猶予</p> <p>2. 各種財産の差押え、参加差押、交付要求の手続き</p> <p>3. 財産調査要領</p> <p>(1) 官公署等の調査事項と根拠規定(決算書調査の着眼点)</p> <p>(2) 滞納者、得意先又は貸付先に対する調査</p> <p>4. 書類の送達方法・効力と相続や法人の解散等の場合の送達先</p> <p>5. 債権の差押え(基本的事項)</p> <p>(1) 滞納処分の対象となる債権と債権の分類</p> <p>(2) 差押えの効力(継続債権・法定果実等)</p> <p>(3) 差押債権の特定方法と帰属認定の仕方</p> <p>(4) 全額差押えと一部差押えの選択</p> <p>(5) 差押えた債権の消滅時効と時効の更新・完成の猶予</p>	<p>6. 各種債権の調査要領、照会方法、差押え・取立て手続きまで</p> <p>(1) 銀行預金、ゆうちょ銀行の貯金</p> <p>(2) 貸金庫の保管物</p> <p>(3) 外為取引(FX)に係る債権</p> <p>(4) 売掛金、貸付金</p> <p>(5) 賃料支払請求権</p> <p>(6) クレジット(信用販売)債権</p> <p>(7) 小規模企業共済契約に係る債権</p> <p>(8) 強制執行と競合した場合の給与債権の取立て</p> <p>7. 固定資産税等の共有物に係る連帯納税義務</p> <p>8. 相続があった場合の滞納整理と納税義務の継承(民法(相続法)の改正後の対応について)</p> <p>(1) 納税義務の継承</p> <p>(2) 共同相続(指定・法定相続、遺贈、遺産分割)と滞納処分</p> <p>(3) 相続放棄・限定承認があった場合</p> <p>(4) 相続財産法人に対する滞納処分</p> <p>9. 民法改正(債権法)の概要</p> <p>【別冊(参考資料)】…「差押財産欄」の記載例 150 事例</p>

★ 講師等の都合により、内容等が変更されることがありますのでご了承ください。

★ 昼食休憩は、12:00～13:00を予定しております。

★ 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、やむを得ず研修を中止とする場合がございます。

★ 受講の際は手洗い・咳エチケットの励行にご協力ください。

★ マスクを持参の上、研修室内では必ず着用してください。

★ 換気のため、研修中は窓・ドアを開放していますので、各自で衣服等により寒暖調整をお願いします。

★ 風邪のような症状がある場合は受講をご遠慮くださいますようお願いいたします。